

第610回 統計審議会議事録

1 日時 平成15年10月10日(金) 14:00~16:00

2 場所 総務省第1特別会議室(中央合同庁舎第2号館8階)

3 議題

(1) 諮問事項

- 諮問第292号「経済産業省企業活動基本調査の改正について」

(2) 答申事項

- 諮問第290号の答申「平成16年に実施される事業所・企業統計調査(簡易調査)、商業統計調査(簡易調査)及びサービス業基本調査の計画について」(案)

(3) 部会報告

(4) その他

4 配布資料

1) 諮問第292号「経済産業省企業活動基本調査の改正について」

2) 諮問第290号の答申「平成16年に実施される事業所・企業統計調査(簡易調査)、商業統計調査(簡易調査)及びサービス業基本調査の計画について」(案)

3) 部会の開催状況

4) 指定統計調査の承認等の状況(平成15年9月分)

5) 平成15年8月指定統計・承認統計・届出統計月報(第51巻・第8号)

6) 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】竹内会長、廣松委員、舟岡委員、飯島委員、菅野委員、後藤委員、清水委員、新村委員

【統計審議会会議内規第2条の規定による出席者】

総務省須田統計調査部長、同上杉経済統計課長、厚生労働省坂田統計情報部長、農林水産省河崎統計企画課長、経済産業省伊藤調査統計部長、同鎌倉企業統計室長、国土交通省星野情報管理部長、東京都平間経済統計課長

【事務局(総務省統計基準部)】

総務省大林統計基準部長、同熊埜御堂統計審査官、同山本統計審査官

6 議事概要

(1) 諮問事項

- 諮問第292号「経済産業省企業活動基本調査の改正について」

総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官が、資料1の諮問文の朗読及び諮問の補足説明を行った。続いて、経済産業省経済産業政策局調査統計部の鎌倉企業統計室長が調査計画の説明を行った。

〔質疑〕

飯島委員) 今回の改正点は、経済産業省所管のサービス業のうち、新たに5業種が調査対象として追加されたということと、3年ごとの詳細調査年に当たるため調査事項を追加するものであり、その他の調査項目については変更なしということか。

鎌倉室長) 基本的にはそのとおり。

飯島委員) 調査票を拝見させていただいたが、今回のこの調査の目的の中には、企業の事業活動の多角化、国際化、情報化等の実態を把握するといった視点がある。

しかし、多角化というような目的に照らして見た場合の調査票の項目設定として、果たしてこれで把握できるのか疑問を感じる。多角化というのは事業の多角化ということだが、Aという事業、Bという事業、Cという事業が入っている場合、それがどのような視点でもって分かるのか。国際化については、海外での売上高や生産高であるとか、海外子会社の有無等により分かるが、多角化というのはどういう項目で把握できる設計になっているのか。

鎌倉室長) 調査票には、子会社が多面的な産業に進出している状況を調査する項目がある。

飯島委員) 子会社を通さずに親会社自体で事業を多角化している企業もまだたくさんあるが、このような場合はどの調査項目で把握するのか。

鎌倉室長) 売上高の内訳として、詳細に分類番号別に調査しているので、そういう多面的な産業に展開している企業の活動状況は分かる。

飯島委員) これは時系列的に見ていく必要があると思う。この統計調査を終えた後、経済産業省において、前回や前々回の調査から、どのように企業の事業行動が変化してきているのかを分析して、明確にさせていただいた方がいいと思う。

つまり、各企業とも事業を展開する上での環境はかなり厳しいものがあり、事業の集中や選択など、ここ5年間ぐらい相当ドラスティックに動いている。そうになると、今まで実施していた事業を廃業、あるいは分社化するとか、売却するというようなものがある反面、新しい事業についても、前回の調査時には小さかったが今回はこんなに大きくなって会社のマジョリティーを占めるように成熟してきているというようなことを把握する必要がある。そういうことが分かるような形での調査項目の設定と、調査した後の分析にそのような視点を入れていただけるとありがたい。

鎌倉室長) 承知した。

飯島委員) この件に関しては、例えば、繊維関係の企業でアクリル生産をやめてしまったもの、あるいは新たにフロッピーディスク生産事業を展開していた企業が数年前にその事業をやめたというような事例もある。したがって、そういう状況がダイナミックに分かるような形での調査項目、調査設計というのが望ましいのではないかと感じたので申し上げた。

鎌倉室長) 調査票の内容等については、部会の方でも十分御議論をいただければと思う。ただ、我々としては、現状でも、多面的な経済活動が分析できるような中身を調べる形にはなっているという気がしているが、分析面については、もう少し勉強が必要かもしれない。

飯島委員) 調査票における「5 事業内容等」の「(4) 売上高の内訳」には、売上金額の多い上位9位までを記載することになるのか。

鎌倉室長) そのとおり。8欄まであって、1欄は「その他」として記載することになっている。

飯島委員) 売上金額が多い順に事業を記載することにより、新事業とか多角化という状況が的確に把握できる場合と、自社技術を大事にして育て上げて今後大きくしていくという事業であるが売上金額が少ないための的確に把握できないような場合があるので、そ

ういう面が分かるような形にさせていただくと、我々にも参考になるし、調査実施部局の皆様方にも参考になるのではないかと思います。

竹内会長) 今の飯島委員の質問に関連して伺いたいが、この調査票には、前年度と比べてどうかというような、企業ごとの経年変化が分かるような調査項目はあるのか。

鎌倉室長) 調査票自体には前年度の数字を入れるような調査項目はないが、継続企業については、パネルデータを活用しての分析は可能になっている。

竹内会長) それは、きちんとパネルデータの形になっているのか。

鎌倉室長) はい。

竹内会長) そのパネルデータに基づいた集計表は、公表されるのか、公表されないのか。

鎌倉室長) 特別な目的をもって分析を行う場合もあるので、それについてはもちろん公表する形をとっている。

竹内会長) 通常集計表には出てこないのか。

鎌倉室長) 出てこない。

竹内会長) パネルデータとしての利用というのは非常に重要だと思うが、同時に、その利用が外からは簡単にはできなくなると、せっかくの情報がもたれないと思うし、自由に使われないということになるのではないかという心配もある。それは外部からだど個票の使用申請をしないと利用できないのか。目的外使用の承認を得れば、パネルデータの形で分析に利用させていただくということはあり得るのか。

鎌倉室長) それは大丈夫である。

竹内会長) それなら結構であるが、パネルデータの形になっていない統計が多いので、情報を有益に使うということでは、それは非常に重要なことだと思う。

舟岡委員) 部会で十分審議することとしたい。

竹内会長) 他に御意見等がなければ、本件については、企業統計部会で審議していただくこととし、舟岡部会長にお願いする。

(2) 答申事項

- 諮問第 290 号の答申「平成 16 年に実施される事業所・企業統計調査（簡易調査）、商業統計調査（簡易調査）及びサービス業基本調査の計画について」（案）

総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官が、資料 2 の答申(案)の朗読を行った。

続いて、舟岡企業統計部会長が審議経過及び答申(案)の説明を行った。

舟岡部会長) 「平成 16 年に実施される事業所・企業統計調査（簡易調査）、商業統計調査（簡易調査）及びサービス業基本調査の計画について」は、7 月 11 日の第 607 回統計審議会に諮問され、運輸・流通統計部会及び企業統計部会にその審議が付託された。

本件に関しては、合同部会を 3 回、運輸・流通統計部会、企業統計部会をそれぞれ 1 回、合わせて 5 回の部会を開催し、西村運輸・流通統計部会長と私が作成した論点メモに沿って審議を行った。

本日は、西村部会長が所用で欠席しているため、私から部会審議結果及び答申案について説明させていただく。

これまでの 4 度にわたる部会については既に本審議会でも説明済みであるが、最後の部会については、お手元の資料 3 の「部会の開催状況」の「第 115 回運輸・流通統計

部会及び第78回企業統計部会の結果概要」にあるように、合同部会として9月25日に開催した。同合同部会では、前回開催の合同部会における議論を踏まえて、答申案について審議を行った結果、一部字句の修正を行うとともに、部会長預かりとなっていた箇所については、両部会長で相談して所要の修正を行った上、本日の審議会に提出している。

それでは、答申案についてポイントを絞って説明させていただく。

まず、前書きについては、諮問文の記述を踏襲していることから、原案どおりとすることで了承された。構成については、「今回の計画の枠組み」、「今回の調査計画」、「今後の課題」とすることで了承された。

答申内容の「1 今回の計画の枠組みについて」は、事業所・企業統計調査、商業統計調査及びサービス業基本調査を初めて同時・一元的に実施するものであり、調査実施部局からは、平成11年に同時実施された事業所・企業統計調査と商業統計調査の評価について、調査回数が2回から1回になったことにより報告者及び地方公共団体の負担軽減が図られたことと、商業統計調査の捕捉率が高まったこと等のメリットがあったが、その反面、調査員の担当事業所数が3調査区90事業所となったことから、調査員の負担が大きかったという説明があった。

この点については、今回、調査員の担当を3調査区90事業所から2調査区60事業所へ減らしていること、また、前回の事業所・企業統計調査と商業統計調査の同時実施に加えて、サービス業基本調査も併せて3調査区同時に実施することにより、統計調査の効率的実施、報告者及び地方公共団体の負担軽減を図ることができることから、適当であるとされた。

「2 今回の調査計画について」は、「(1) 3調査共通」、「(2) 事業所・企業統計調査」、「(3) 商業統計調査」、「(4) サービス業基本調査」の順で記述している。

まず「(1) 3調査共通」については、それぞれ「ア 調査期日」、「イ 調査票様式等」、「ウ プレプリント事項」、「エ 本社等一括調査」について記述している。

「ア 調査期日」については、調査期日を6月1日に変更することについて、統計の継続性に影響がないか、また、決算数値が把握可能かという質問が部会でも出されたが、商業統計調査及びサービス業基本調査における経理面の調査は年度を単位として行っているため、時系列的なずれは生じないこと、さらに平成14年の商業統計調査は6月1日に実施しており、また、「試験調査」も本年6月1日に設定して実施しているが問題が生じていないことから、適当であるとされた。

「イ 調査票様式等」については、調査票はA4判1枚の表・裏両面でそれぞれの調査に共通の調査事項を最初に配置するとともに、事業所・企業統計調査の調査事項を表面に、商業統計調査及びサービス業基本調査の調査事項を裏面に配置した設計となっている。これについては、商業統計調査及びサービス業基本調査の対象事業所について、いくつかのパターン別に誘導文をプレプリントし、裏面に誘導する方式を採用しているため、記入上の紛れが生じるおそれが少ないこと、さらに、調査客体に心理的な負担を与えると思われる経理に関する調査事項が裏面に配置される等の改善・工夫が講じられていることから、適当であるとされた。調査実施部局においては、当初計画では、総数の欄外に、総数のうち「派遣又は下請として他の会社など別経営の

事業所で働いている人」を記入することとしていたが、これについては、この審議会でも御指摘があり、それを受けた部会審議の中で、総数の内訳として記入するよう設計を変更している。これに関連して、事業所・企業統計調査において、「従業者」を企業概念でとらえるか、それとも事業所概念でとらえるかということについて部会で検討したが、「休業者」については、これまで企業概念で事業所・企業統計調査における事業所の総数に含めていたので、従来通り「従業者」の中に含めることとした。同様に、派遣・出向等の従業者については、本審議会において飯島委員から、給与の主な負担先で分けるのではなく、いずれの事業所の就業規則に従うかでとらえることが適当ではないかとの御指摘を頂いたが、今回、「派遣又は下請として他の会社など別経営の事業所で働いている人」を総数に含める等、「従業者」を企業概念で把握する方向としていることから、従来どおりの扱いとした。なお、調査票の構成、配色等については、分かりやすく、記入しやすいものとなるように、調査開始時点までに工夫する必要があるとしている。

「ウ プレプリント事項」については、「事業所の事業の種類」まで広げる計画であるが、これについては、3調査を同時実施する上で、地方公共団体における産業分類の格付けに係る事務負担を軽減する必要性からやむを得ないとされた。ただし、部会審議において、事業所の事業の種類に係るプレプリント事項の訂正が的確になされるのかという懸念が示された。これに対して調査実施部局から、変更がある場合は必ず訂正するよう注意書きを赤色でプレプリントするとともに、調査票の収集時に調査員がプレプリント内容の確認や訂正について調査客体に必ず確認することを『調査員の手引』に記入して、調査員事務として明確に位置付けるという対処方針が説明され、その方向で了承された。なお、プレプリント内容の訂正の状況についての十分な事後検証が必要であるとしている。

「エ 本社等一括調査」については、平成14年の商業統計調査における本社等一括調査の実施企業を主な対象として採用することについては調査の効率化及び調査客体の負担軽減等に資するものであるということから、適当であるとされた。なお、平成14年商業統計調査において本社等一括調査の対象事業所名簿が地方公共団体に届くのが遅れて現場が混乱した例もあったので、調査実施部局では、早期に提供するよう改善を図ることとしている。

また、本社等での事業所情報の一括管理が今後一層進展することに伴い、企業側から本社等一括調査の要望が出てくることも予想されるので、事業所・企業統計調査については、情報通信技術を活用した調査方法の検討と併せて、本社等一括調査の導入の是非も含めて幅広く検討する必要があるとされた。

次に、「(2) 事業所・企業統計調査」についてであるが、「ア 調査対象範囲」については、今回の調査対象は「甲調査」の対象となる民営事業所であり、独立行政法人も本来、「甲調査」の対象となるが、これについていかに扱うべきかを検討した。

事業所・企業統計調査の基本的な考え方として、今後は独立行政法人等についても「甲調査」の調査対象とすることが妥当とされたが、簡易調査である平成16年調査においては、本調査である平成13年調査との継続性を確保すべきこと、調査期日である平成16年6月1日は独立行政法人等へ移行する過渡期であって、その状況を見極めた

上で判断することが適当であること、それから、紛れなく調査ができるかどうかということを確認したいということもあって、独立行政法人等については、平成13年調査において「甲調査」の対象であった特殊法人、認可法人から独立行政法人等に移行したものを調査対象とすることが適当であるとされた。

なお、部会審議において、独立行政法人等の扱いについては、平成18年本調査における扱いに言及した上で記述すべきではないかという意見もあったが、西村部会長と相談の上、本諮問は平成16年調査に関するものであるということから、記述しないこととした。

「イ 調査事項」については、新たに男女別の従業者数や「派遣又は下請として他の会社など別経営の事業所で働いている人」の数を調査する計画であるが、これについては特に異論もなく、男女別の統計情報の充実、さらに雇用形態の的確な把握という観点から、適当であるとされた。

3点目の「(3) 商業統計調査」については、年間商品販売額の多い順に、上位5品目別の金額から上位3品目別の割合へと記入を簡素化する計画であるが、3品目でもほとんどの業種において産業分類の格付け上支障が生じないということ、それから、各種商品卸売業等で支障が生じる可能性もあるかと思うが、これについては平成14年の商業統計調査の格付け結果を活用することで十分対応できるということで、報告者負担の軽減及び今回は簡易調査であるという位置付けから、やむを得ないとされた。

なお、営業時間については、当初は1日何時間の営業時間であるかということを入力させる計画であったが、これについては複数の委員から、開店時刻と閉店時刻の方が記入しやすい上に、本調査との継続性も考慮する必要があるのではないかという意見が出され、調査実施部局で検討していただいた結果、開店時刻及び閉店時刻等を調査する設問に変更することが適当とした。

「(4) サービス業基本調査」の「ア 調査対象範囲」については、今回の計画から調査対象業種に不動産賃貸業・管理業、一般飲食店及び旅行業を追加し、放送業等を除外する計画であるが、これについては、平成14年3月に改訂された日本標準産業分類に基づいて十分精査を行った上で、既存の統計調査で把握されている業種について除外した結果であるので、サービス業に関する統計の充実の観点から積極的に評価されるべきものであるとともに、統計の体系的整備の観点からも適当であるとされた。なお、結果表章に当たっては、前回調査との継続性、産業分類の細分化について配慮する必要があるとされた。

「イ 新設事業所の把握」については、答申案に書いてあるとおりである。

「ウ 調査事項」については、「事業の内容別収入額の割合」欄を7欄から3欄に簡素化することについて、結果利用上特段の支障がないということが調査実施部局によって確認されており、報告者負担の軽減も図れるということから、適当とされた。

「収入を得た相手先別の割合」欄の「他の企業・団体」欄の産業別内訳7区分については、報告者の負担が大きい一方、これを廃止しても特段の支障がないということで、廃止したいという調査実施部局の説明に対して、産業別内訳を廃止することはやむを得ないが、統計需要を踏まえて、「民間」と「官公庁」に区分して把握することが必要であるとされたことから、調査実施部局では、調査票をそのように修正し、「民間

の中には国、地方公共団体で直接経営する現業の事業所を含む」旨の注記も加えることとしている。

最後に、「3 今後の課題」の「(1) 従業者概念の整合」についてであるが、統計調査間で、有給役員や常用雇用者等について、その概念や扱いが必ずしも整合していないので、これを今後の課題と位置付けている。当初の案では、「整合に向けての取組が関係府省において積極的に行われることを期待する」としていたが、これまでの議論を踏まえて、もう少し強く主張すべきではないかという意見があったので、「従業者概念の整合に向けて取り組む必要がある」と言い切ることにした。

「(2) 事業所の的確な捕捉」についてであるが、今後の調査実施に向けて、事業所の捕捉がよりの確になされるようにするためには、どういうことを行う必要があるかを今後の課題として位置付けている。具体的には、今回の調査結果の検証を含め、行政記録の積極的な活用に向けた検討が必要であるとともに、協力を得られない事業所の把握の在り方についても検討する必要があるとしている。

これについては、お手元に配布している「第115回運輸・流通統計部会及び第78回企業統計部会の結果概要」の「審議の概要」の「(1) 説明事項」の3)のところに記しているが、商業登記を活用した新設事業所の捕捉についての事後検証については、商業登記の閲覧等のためには対象登記簿を特定した上で申請する必要があることから、調査で把握しきれていない法人の所在を商業登記簿上で確認する作業を組織的に行うことは困難な状況にあり、地域的に限定して精度検証を行うことなどについて検討を進めたいとの説明があったということで、今後の検討が大いに期待されている。

なお、統計調査への行政記録の活用については、「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月 各府省統計主管部局長等会議申合せ）において、平成17年度までを目途に、行政記録の具体的活用方策に関する検討を行うこととされているが、部会でその検討結果を踏まえた具体化についても強調すべきであるという意見が出されたので、答申案では「強く望まれる」という表現にしている。

3調査の同時・一元的実施の評価については、3調査を同時に実施することによって個別の統計調査の調査事項等に制約が生じ、大きな影響を与えているのではないかという意見があったので、調査終了後の適切な時期に調査の枠組み等の有効性、効率性、結果精度に及ぼす影響等についての評価を行う必要があるとした。

〔質 疑〕

菅野委員）「今後の課題」のところに記述されているように、商業登記を利用して事業所の的確な捕捉に努めたいということについては、今、舟岡部会長から御説明のあったとおりであるが、特に部会の議論の一つとして調査実施部局から説明を受けた中では、現在、商業登記上の日本の企業数は300万社あるが、この事業所・企業統計でいくと160万社という数字になっており、実はこれほど差があるということに非常に驚いた。

商業登記も100パーセントなされているというわけではなく、実際にはそれ以上あると思われるが、少なくとも、事業所・企業統計調査の方の企業数が少ないということ自体は、やはりまだ捕捉率が低いということであり、実際にはかなり小さいところの捕捉漏れが多分にあるのではないかと思う。この母集団情報は、当然いろいろな統計に活用されるものであり、例えば、日銀短観等でもこの事業所・企業統計を中心に

企業のサンプリング等が行われているので、今後、その捕捉率を高めていくことによって、この統計の精度を更に高めていかなければならないという点については、かなり大きな課題として残されていると思う。

竹内会長) 実は今の菅野委員の意見について、私は別のことを考えていたのであるが、登録上の会社でもいわゆるスリーピングカンパニーというのがかなりあり、実際に活動している企業については、この事業所・企業統計調査の調査漏れはないだろうと思っている。念のため、ある時期に特定の地区について、非常に細かく、具体的に調べてみる必要はあると思う。これは随分昔の話ではあるが、いわゆるペーパーカンパニーという、要するにただ登記だけしてほとんど活動していないもの、あるいは会社をある地域で登記して、今度は都合により隣の地域に登記したが、前の地域での抹消登記をしないまま、形式上は二つの会社になっているが実際は一つの会社だけしか存在しないというような場合がかなりあったので、先ほどの菅野委員の発言のような差があるとは思っていない。

舟岡部会長) 竹内会長がおっしゃったように、休眠に加えて、抹消登記を行わないというところもあり、さらに休眠法人について言えば、実際、財務省の法人企業統計調査においては、法人原簿と実際の対象企業がかなり乖離していて、その差は主に休眠法人によると以前伺ったことがある。だから、私もそれほど大きな乖離はないだろうと理解している。

菅野委員) 申し上げたかったのは、それも含めてのことであり、特に新設の事業所の把握が難しいということを実査部局の方からもいろいろ事例を挙げて説明していただいたので、まさに会長がおっしゃられたような疑問を持っている。では、どれぐらい違うのかという分析をするには、もちろん限度があると思うが、むしろこの機会にこういったサンプリングを通じて調べていただくことは非常に有意義なことだと思う。おそらく今までは、これらの関連情報はあまり公表されていないようなので、是非お願いしたい。

竹内会長) 今おっしゃられたように、例えば登記データのようなものを、すぐに直接使うということではないが、参考までに使えるということであれば非常にいいことだと思う。ただし、今のルールだと法規則上、休眠法人の把握もなかなか難しそうであり、結局、登録をした当事者の承認がないと駄目だといったような話になりかねないので、これは制度的な面で改善していただくようには是非お願いしたいと思っている。

舟岡部会長) 補足すると、手元の部会の結果概要では、「地域的に限定して精度検証を行うことなどについて検討を進めたいとの説明があった」ということであるが、必ずこれを行えるかどうかは定かではなく、商業登記情報を利用できることを前提として、実施することになっている。

竹内会長) なるべくやっていただきたいと思う。

菅野委員) 実際、法人としての商業登記を抹消していない場合は、企業は取りあえず存続していることになるが、その場合の廃業率というのは何をもっていうのか。この場合は、まだ廃業していないということになるのではないか。事業所・企業統計調査では、商業登記がある場合、今の形でいくと調査員はそこに尋ねて行くことになり、その地名地番に存在はするが事実上活動していないということになると非常に判断が難しいのではないか。

竹内会長) 例えば、従業員もいないし売上もゼロであったら、活動していないということになると思う。その辺は実査の場でどのように行っているのか説明していただきたい。

舟岡部会長) 事業所の定義としては、物理的な区画を占めて、そこに人がいて経済活動を行っているということであるから、人がいないということ自体、事業所としての要件を整えていないということで、活動は行われていないとみなすことになると思う。

菅野委員) 私が言っているのはそういうケースではなく、例えば、調査員が現地に行った際、外見上は登記された事業を行っている状況はみられないが、ただ登記はされており、人もいるような場合に、果たしてどこまで事業をやっていると判断するかという点についてはグレーのような気がする。

竹内会長) 実査では、いろいろやり方があると思う。私は、形式上の登記を抹消したかどうかというようなことではなくて、実情に近い形でその統計は作られていると思っているが、そのように理解してよろしいか。

平間課長) 調査員が現地に行って、現実に事業所が無いということが判断できれば、そこで無いということになる。従業員がいたりすれば、それは当然事業をやっているということになり、あくまでも目で確認をするということである。

竹内会長) 私も、別のところでそういうことを感じたことがあるが、登記上の数と実際とは相当ずれることが場合によってはある。統計にうそが書いてあるということではなく、そういうことは実際にある。例えば、いろいろ商売をする都合上、何か所も登記してあるが、実際は1か所しかやっていないというのも結構あるようだ。もちろん、正確に統計を作る必要があるが、登記の方が正確だということは必ずしも言えないということもあると思う。

答申の説明において、独立行政法人は当面は対象にしないということであった。それはそれで結構であるが、ただ、そうなった場合に、答申の冒頭にもあるが、「各種統計調査実施のための事業所名簿及び企業名簿を整理するため」ということに関連して、独立行政法人も発足すればそれはそれとしていろいろな分野で活動するわけであるから、独立行政法人を調査の対象としてとらえる際に、この事業所・企業統計調査の結果だけでは必ずしも捕捉できないという問題が起こってくるのではないかと感じた。これは、この調査の計画そのものについての意見ということではないが、その辺は関連するところでいろいろ御注意を頂く必要があると思っているので、この辺りについて伺いたい。

上杉課長) 実施担当部局からお答えする。確かに独立行政法人の状況については、特にここ数年、いろいろ統廃合があったり、新設があったりということで非常に流動的になっている。いずれにしても、平成16年調査を前にして、その時点における最新の独立行政法人のデータは行政データから集められるので、何らかの形で整理したいと思っている。それは事業所・企業統計調査という枠組みの中よりも、むしろ、現在政府で「事業所・企業データベース」というものを作ろうとしているので、その中での母集団情報としての整理もあり得るだろうと思う。いずれにしても、平成18年の調査では独立行政法人も含めて調査をしなければならないので、鋭意整備をしてまいりたい。

竹内会長) 了解した。平成18年の調査まではそのデータはないということでは困るので、別のデータベースでもいいが、しっかりとあるということ的前提にして、そのこともよく

周知徹底していただいた方がよいと思う。

飯島委員) 3点伺いたいことがある。

1点目は、先ほど舟岡部会長から説明があったように、この「従業者概念」の区分とその把握方法については、あらゆる調査の場合において、要員問題、雇用従業者数の把握という問題は出てくるものであり、その都度こういう問題が指摘されているわけであるが、いつまで経っても改善されない。どこかの部局がこの「従業者概念」を整理して決めないと、また次回まで先延ばしにされるという感じがする。こういうのは、おそらく雇用統計であることからすると、総務省か厚生労働省の所管である。いずれの省でもいいが、どちらかの部局でしっかりと検討していただいて、時代の流れに沿った従業者数の内容にしていきたい。

今、雇用形態というのは非常に多様化している。これからの人材派遣業というのは、サービス産業でも非常に大きく成長するであろうと言われており、雇用形態からみれば派遣社員を正社員と全く同じように扱っている。しかしながら、派遣社員は正規の社員ではないので、企業の環境が厳しくなると比較的楽に派遣契約をやめることができるわけである。このように、雇用は流動化し、雇用形態の多様化もかなり進んでいる。

それから、日本の場合には依然として雇用慣行というのは厳しいものがあって、企業から籍を切るというのは切羽詰まった状態以外はなかなか難しい。その結果、自ら雇用創出のために高齢者用の会社を興すとか、あるいは関連会社や下請会社、その他一般の企業へ派遣をして時限出向社員的な措置を行う企業もあり、その間定年退職者を出しながら要員をスリム化しているというのが実態である。そういう面からも、この「従業者概念」とその形態の区分については、是非明確にしていきたい。

2点目として、その際に、「外国人雇用」というものを是非調査区分として入れていただきたい。これは以前にも本審議会でも申し上げていることであり、経団連も経済同友会もみんな要望していることである。最近では、若年労働者がどんどん減っている。その中で、日本の中に残すべき事業、あるいは残すべきサービス、そういうものに外国人を雇用していこうということで、規制もどんどん緩和されつつある。その実態を把握せずして日本の労働生産性などと大きなことを言っても、全体を掌握しきれていないということになるので、「外国人雇用」というものを前向きにとらえ、この雇用統計、労働者統計、従業員統計の中に区分して把握するという方向で是非考えていただきたい。

3点目は、役員問題である。「有給役員」と書いてあると、非常に分かりにくい。この前の諮問された審議会でも申し上げたことであり、舟岡部会長も疑問に思っていたようであるが、最近、この役員については、コーポレート・ガバナンスというような関係で、商法も改正されて、大きく変わっている。そういう中で、監督と執行の機能区分によって、監督機能を掌るのが取締役で、執行機能を掌るのが執行役員となっている。商法では、当然、監督を掌るのは取締役であるが、多くの企業では、この執行役員というのが商法上の取締役と同じような処遇を受けており、兼務もしている。

それから、社外取締役が非常に増えてきており、特に監督機能を掌る取締役会というのは5名~10名以内が多いが、その過半数は社外取締役である。一般の企業でも、

最近では社外取締役を複数入れている企業が非常に増え始めている。これは、今年の4月から始まった委員会制に基づくものであり、社外取締役を入れてコーポレート・ガバナンス、すなわち経営の透明度を高めていこうとするもので、井の中の蛙にならないようにしていこうという競争の中での日本人の智恵であるが、そういうものが存在する。

それからもう一つは、ホールディング・カンパニーを中心にして、子会社、孫会社が増えてきている。その場合に、親会社から子会社、孫会社へ役員として派遣されている無給役員もかなり増えてきており、そういう役員をここで全部除くということになると、経営の実態から遊離してしまうという懸念がある。この役員の把握の問題についても、何のために把握するのか、その目的を明確にして、目的に合った形のもの把握する必要がある。特に、ここでいう事業所単位の「有給役員」というのが本当にいるのか疑問を感じる。例えば、企業で考えると工場、金融機関で言えば支店とか支社において「有給役員」を把握することになるが、果たしてそこで「有給役員」を把握する意味があるのかどうか、むしろ本社で把握することに意味があるのかもしれない。

そういう面で、もう少し目的に合わせた調査項目を設定し、その調査項目については、現実の実態に合ったような内容の設問の仕方とディフィニションを是非考えていただきたい。

竹内会長) 飯島委員の発言は、今回の調査にかかわらず、統計全般に関するいろいろな御注文であり、非常に重要なことが多いと思う。

ここでいうところの「従業者概念」の整合ということについては、二つの意味があると思う。一つは、「従業者概念」が調査によって違うところがあるため、それを合わせなければいけないということと、もう一つは、先ほどの飯島委員の発言にもあったように「従業者概念」の分類をもっと細かくしたり、いろいろと新しい範疇を作ったりして、有用な情報が得られるようにするということである。

そこで、前者について、「従業者概念」のそういう不整合をなくす、つまり調査による食い違いをなくすということについては、今までもずっと努力をされてきており、私の印象では、随分その辺は改善されている面もあると思う。しかし、まだ若干そういう部分の不整合があるために整合すべきであるということであれば、それは是非早くやらなければいけないということをここで指摘されたのだと思うが、そういう理解でよろしいか。まずは、この答申の文章について伺いたい。

舟岡部会長) 「統計行政の新たな展開方向」の中でも、「従業者概念」が統計間で必ずしも統一されていないので、その統一なり整合を図るべきであるとされており、答申案ではそのような趣旨で記述している。

竹内会長) それは、飯島委員の発言のような意味での、もっと新しい概念は必要ないかという話は取りあえず置いてあるということか。その場合に、まだどの程度違うところがあるのか。

舟岡部会長) 「統計行政の新中・長期構想」(平成7年3月 統計審議会答申)を受けて第一検討委員会が設けられ、その中で統計ごとに「従業者」をどのように定義し、そしてどの範囲に定めているかということについての比較表があり、それを見る限りでは、微妙

なところではずれがある。どことどこが違うかという細部までは正確には覚えていない。
竹内会長) 微妙というのはどういうことか伺いたい。何の調査がどうで、こっちの調査はどう
だということまで伺わなくてもいいが。

舟岡部会長) 例えば、農林水産省における統計の「常用者」の概念と、工業統計、商業統計にお
ける「常用者」の概念は、実査可能性という観点から、農林水産省ではいわゆる「常
雇い」という概念で設定していることがある。これはいいとして、その他に「パート」
とか「臨時日雇い」の扱いについて、「パート」あるいは「臨時日雇い」を明確に定
義しているケースと、「臨時日雇い」については「常用雇用を除く者」という、要す
るにその他雑多として臨時雇用を定義しているものなど、これはいろいろ違っている
し、先ほどの御指摘の役員等についても違っていたと思う。

竹内会長) とにかく、可能な限りは合わせるができるものは合わせていただくことが望ま
しい。単に望ましいという希望ではなくて、是非そうしていただきたいという意味で
ここに書かれていると思う。飯島委員が御指摘された、もう少し広い範囲のことにつ
いては、必ずしもこのような統計調査だけで把握できるものではない面もあり、それ
はいろいろな調査においても、特に雇用関係はもっと内容を充実させていかなければ
ならないこともあると思うが、これについては飯島委員の御意見として承っておくこ
ととしたい。

廣松委員) 今、「今後の課題」の1番目と2番目について御意見が出たので、私は3番目を強
調しておきたい。

私自身、それぞれ個々の部会と合同部会に出席したので、今回の計画に関しての評価
としては、この答申文に書かれていることで尽きていると思う。ただし「今後の課
題」の3にあるとおり、今回、同時・一元的実施を行う3調査のうち事業所・企業統
計調査と商業統計調査の同時実施は今回で2回目であり、ある程度過去の経験も踏ま
えて実施することは可能だと思うが、サービス業基本調査については同時・一元的実
施は初めてであるので、同時実施をした結果、その調査結果としてどういうものが出
てくるかということに関しての事後評価を十分お願いしたいと思う。

もちろん、産業分類が変わって、今回、サービス業基本調査の対象となる事業所も
大幅に変わったので、これまでの結果と単純に比較はできないだろうとは思ふ。その
点については、ここに記載されているように、「調査終了後の適当な時期」に是非こ
の調査結果に関して精度等の評価をお願いしたい。

竹内会長) それでは、これ以上御意見がなければ、本案をもって当審議会の答申として採択し
てよろしいか。

(異議なしとの声あり)

異議がないようであるので、総務大臣に対して答申することとしたい。

それでは、ただいまの答申に関し、調査実施者である総務省統計局の須田統計調査
部長及び経済産業省経済産業政策局の伊藤調査統計部長からごあいさつを頂く。

須田部長) 平成16年に実施される事業所・企業統計調査、商業統計調査及びサービス業基本調
査の実施計画について、約3か月にわたり御審議を頂き、本日答申を頂くことになっ
たことに御礼申し上げます。

御審議いただいた調査のうち、事業所・企業統計調査は産業構造が大きく変化して

いる中で、我が国の事業所及び企業の基本的構造を明らかにするとともに、各種統計調査実施の基礎となる名簿を提供するものとして、その重要性は今まで以上に増大しているものと考えている。また、サービス業基本調査も日本経済に占めるサービス分野のウエイトがますます高くなる中で、多様なサービス業の経営実態を広く概括的に調査する我が国唯一の調査として重要な調査であると認識している。

我々総務省としては、これら調査の所期の成果が得られるよう、本日の答申の内容を踏まえて、経済産業省と協力しながら、万全を期して調査実施事務を進めてまいり所存であるので、今後とも御指導のほど宜しくお願いしたい。

伊藤部長) 本日の答申に対して、我々はこれからこの答申の意を体して調査を実施してまいりたい。

今、須田部長からも申し上げたが、商業統計調査の同時実施は今回で2回目を迎える。そういう意味では我々と総務省との間の連携も非常にうまくいっているし、今回の答申を踏まえてより実効性のある調査にしていきたいと考えている。

最後に、竹内会長、西村部会長、舟岡部会長並びに御審議いただいた委員並びに専門委員の皆様に御礼を申し上げてごあいさつに代えさせていただきます。

(3) 部会報告

1) 運輸・流通統計部会及び企業統計部会

平成15年9月25日に開催された第115回運輸・流通統計部会及び第78回企業統計部会(議題:「平成16年に実施される事業所・企業統計調査(簡易調査)、商業統計調査(簡易調査)及びサービス業基本調査の計画について」)の開催結果については、答申(案)の審議の際に審議経過と併せて報告された。

2) 国民生活・社会統計部会

平成15年9月26日に開催された第99回国民生活・社会統計部会(議題:「平成16年に実施される国民生活基礎調査の計画について」)の開催結果については、廣松部会長から報告が行われた。

[質 疑]

飯島委員)「部会の概要」の中の<世帯票>の(3)において、「住宅の敷地面積」を削除するのはやむを得ないが次回また検討すべきとあるが、継続することについて検討していただきたい。それから、次の(4)についても、「人間ドックや健康診断などの受診料」を除外するという事項があるが、人間ドック等は各企業とも非常に熱心であり、最近では婦人検診も含めて健康に対する予防医学的な観点からの受診率が高まっていると思うし、健康保険組合とか、あるいは家計自体にもそれなりの影響が出ているので、ここは病院とか診療所に支払った費用を把握することだけではなく、人間ドックや健康診断の費用についても把握することについて御検討いただきたい。

廣松部会長) 飯島委員の御指摘の(3)に関しては、平成13年の実施の際に、敷地面積を調査項目の中に入れて、その面積から実物資産の評価を行う予定であったが、残念ながらうまく結果が出なかった。つまり、前回のこの方式でいくと敷地面積×単価を求めなければいけないが、研究会を開いて検討した結果でも、どうも単価がうまく求められないという状況であった。今度、土地・家屋の固定資産の評価に関して、地方自治体から

その細目を納税者に通知するということが決まって、一部の地方自治体ではそれが既に行われているものの、平成16年の段階では、まだすべての自治体で実施されている訳ではないようである。この固定資産税の評価の細目がすべての自治体で通知されるようになった段階で、実物資産の評価の項目を復活して、もう一度資産評価を行うという含みで次回また検討すべきとしている。

その実物資産の評価に関しては、確かにいろいろな意味で大変重要であり、特に家計の資産という意味でも重要な指標であるので、この点に関しては「方法を含め今後調査することについて検討してほしい」と書いているとおり、部会審議の中では先ほど申し上げたようなことで大体合意したということである。

それから、(4)に関しては、確かに飯島委員のおっしゃるとおりであり、それは、どういう目的でこの調査項目を入れるかということにかかわる問題である。当面、調査実施部局では、これまでの継続性という意味からも、5月中に病気やけがで実際に支払った費用をとらえるということである。確かに広い意味で、身体的な健康さらには心の健康というところまで含めると、おそらく家計でもこれ以外にかなりの支出をしていると思うが、その点に関しては次回以降検討することになっている。

特に「健康票」に関しては、今申し上げた、今日、体の健康だけではなく心の健康まで含めた意味での広い健康概念というのが一般的になりつつある。したがって、この「健康票」全体について、次回の平成19年に間に合うかどうか、実施部局の方では必ずしも確約はできないと言っているが、いただいた御意見を反映する形の変更が予定されていると御理解いただきたいと思う。

舟岡委員)「健康票」の調査票の設計について検討されるということであるが、現在でもかなり「健康票」の中で傷病について詳しく聞いており、客体が正確に回答できるのかどうか疑問に思うところもあるので、次回に向けて医療サービスを供給する方からとらえた傷病別の割合と突き合わせて、その精度等について十分検証していただきたい。

廣松部会長)その点に関しては、前回の審議会においても御指摘いただいているので、今、部会では、部会の場や、この審議会の場で御指摘いただいたことも含めて一覧表を作成して、どのように対応するかということを経最終的に検討している。今御指摘いただいた単に受療する側だけではなく、診療する側のデータ等の整合性の検討ということも含めて、最終的な結論を出したいと思っている。

竹内会長)この調査は非常に多岐にわたっており、また、非常に重要なデータがたくさんある。それだけに、この調査は一体何が目的かということをはっきりさせておかないと、それぞれの分野について余り細かくこれも必要ではないかということになると收拾がつかなくなる気がする。

例えば、住宅の敷地面積の話にしても、これは資産という観点から見ると、それとも家の環境条件の面から見るとということによって違うわけであり、資産という面から見れば自分の持っている土地だけのことになるし、生活環境ということならば借地であろうが何であろうが含まれるわけであるから、そういうことをどちらからどう見るのかということをよく考えて整理していただきたいと思う。

「健康票」についていうと、健康についてはいろいろ関心があって、そのために健康食品を買ったりすることがあるかもしれないが、そういうことを除いても、やはり

人間ドックとか健康診断というのは企業でもお金を出してやっているところがあるから、それはもう少し入れていただいた方がいいと思う。ただ、健康診断は何月に実施したかによってかなり結果が違ってくると思う。学校や企業などは、大体4月とか春あるいは秋にあって、7月ぐらいはおそらくほとんどないはずであるから、そういうことにも影響することがあるので、その辺も考えていただかないとマッチしないかもしれないという気はする。

これについてはまだ問題もあるかもしれないが、あともう少し御審議いただいた上で答申を頂くことになると思うので、よろしく願いしたい。

(4) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官及び山本統計審査官から、平成15年9月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「船舶船員統計調査」、「船員労働統計調査」、「学校基本調査」及び「学校教員統計調査」の統計法第7条第2項による承認並びに「平成15年住宅需要実態調査」の統計報告調整法第4条第1項による承認について、資料4による報告が行われた。